

県、審査指針考慮せず

八国見山霊園開発 「私権抑制難しい」

秦野市渋沢にある八国見山(319㍍)南面区域での大規模霊園開発問題で、県が霊園開発の適否審査の際、条例に定めた審査指針を考慮していなかったことが分かった。県は住民向け説明書で「開発について(は)指針に基づいて審査する」としていた。

第2章「開発行為に関する共通基準」の6項「自然環境に及ぼす影響」で、「集団的な樹林地、連続性のある斜面緑地、良好な水辺、貴重な生物種の生存が確認されている地域など、多様な生態系や自然環境の存する場所は、極力開発区域に含まれないよう配慮する」と明記している。南面区域は1990年の県地域環境評価書

で「極めて良好な自然緑地で植生的にも重要」として、最高のA1ランク地に評価されているが、昨年1月28日に開かれた県庁関係10課の課長級で構成する調整会議幹事会では、指針については触れられず、開発区域がA1ランク地であることや生物多様性の保全についても言及がなかった。

指針が考慮されなかったことについて、同条例の事務手続きを担当する県土地水資源対策課は「指針があっても土地所有者の私権の抑制は難しい。県と秦野市は事業者とやれるだけの調整をした」と釈明。これに対して反対派市民グループ「丹沢ブナ党」(梶谷敏夫代表)などは「指針に基づく審査がされなかったことは重大なミス。林地開発を前提にした審査で、作為的に指針を無視したとも理解される」と批判している。

【高橋和夫】